

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じている。特定個人情報ファイルは、次の事務で取り扱う。</p> <p>①母子保健に関する相談及び支援に関する事務 ②保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ③新生児の訪問指導の実施に関する事務 ④健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ⑤妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑥母子健康手帳の交付に関する事務 ⑦妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑧産後ケア事業の実施に関する事務 ⑨低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑩未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑪養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑫養育医療の給付に要した費用の徴収に関する事務 ⑬こども家庭センターの事業の実施に関する事務 ⑭情報提供等記録開示システム(マイナポータル) およびサービス検索・電子申請機能による電子申請 ⑮妊婦等包括相談支援事業の実施に関する事務</p> <p>【母子保健事業に関する情報連携】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム(マイナポータル)、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の70・127の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第2条の表の155の項・第40条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>[情報照会事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96、127の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第97条、第98条、第157条の18</p> <p>[情報提供事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、80、95、112、125、127、161の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条の1、第50条の2、第82条の1、第97条の1、第114条の1、第127条の1、第157条の18、第163条の1</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター長

6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市子ども未来部子ども家庭センター 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市子ども未来部子ども家庭センター 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目のみ記入するよう記入例を作成している。また、健康管理システムへの入力に当たっては、必要な項目のみの入力できる仕様となっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成28年12月9日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康推進課長 高原 美智子	健康推進課長 和仁 知枝子	事後	人事異動による
平成28年12月9日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成28年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成28年12月9日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成28年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成29年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①保健指導の実施又は保健指導を受けること の勧奨に関する事務	①保健指導の実施又は保健指導を受けること の勧奨に関する事務	事後	情報提供等記録開示システム (マイナポータル)の開始によ
平成29年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、情報提供等記録開示システム	事後	情報提供等記録開示システム (マイナポータル)の開始によ
平成29年12月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成29年12月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年11月1日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康推進課長 和仁 知枝子	健康推進課長	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年11月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年11月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
平成31年1月8日	IVリスク対策		(項目追加による記載)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①保健指導の実施又は保健指導を受けること の勧奨に関する事務	①保健指導の実施又は保健指導を受けること の勧奨に関する事務	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和3年3月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和4年2月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和5年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	I 関連情報 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、情報提供等記録開示システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、情報提供等記録開示システム	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年3月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年9月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①保健指導の実施又は保健指導を受けること	①母子保健に関する相談及び支援に関する事 務	事後	番号法改正及び組織編成に よる
令和6年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律	事後	番号法改正による
令和6年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するた	事後	番号法改正による
令和6年9月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民保健部 健康推進課	こども未来部 こども家庭センター	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	健康推進課長	こども家庭センター長	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	高山市市民保健部健康推進課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市こども未来部こども家庭センター 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	高山市市民保健部健康推進課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	高山市こども未来部こども家庭センター 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	事後	組織編成の変更による
令和6年9月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和6年9月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和6年9月1日時点	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和7年2月6日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	基幹システム標準化対応に伴 う見直し
令和7年2月6日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	基幹システム標準化対応に伴 う見直し
令和7年2月6日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		(項目追加による記載)	事後	基礎項目評価書の様式変更 によるもの
令和7年2月6日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		(項目追加による記載)	事後	基礎項目評価書の様式変更 によるもの
令和8年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱い事務	⑭情報提供等記録開示システム(マイナポータ ル)による電子申請手続き、お知らせ機能によ る通知事務	⑭情報提供等記録開示システム(マイナポータ ル)およびサービス検索・電子申請機能による 電子申請手続き、お知らせ機能による通知事務	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和8年2月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱い事務		⑮妊婦等包括相談支援事業の実施に関する事 務を追記	事後	番号法改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）、申請管理システム	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能	事後	特定個人情報保護評価書の見直しによる
令和8年2月10日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の70 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表の70・127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第2条の表の155の項・第40条	事後	番号法改正による
令和8年2月10日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第97条、第98条 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、80、95、112、125、161の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条の1、第50条の2、第82条の1、第97条の1、第114条の1、第127条の1、第163条の1	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96、127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第97条、第98条、第157条の18 [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、80、95、112、125、127、161の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第44条の1、第50条の2、第82条の1、第97条の1、第114条の1、第127条の1、第157条の18、第162条の1	事後	番号法改正による
令和8年2月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	特定個人情報保護評価書の見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	特定個人情報保護評価書の 見直しによる